5	(1) 福岡県福岡市中央区渡辺通２－１－82 (66.00) (2) 福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷字新狩倉 (711.25)	北緯33度35分00秒東経130度24分17秒の地点と北緯33度35分51秒東経130度32分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1) 福岡県糸島市大字波多江字木の下595番地２ (26.28) (2) 福岡県糸島市大字白糸字大蔵山国有林70林班り小班内 (885.60)	北緯33度33分03秒東経130度13分27秒の地点と北緯33度28分14秒東経130度10分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1) 福岡県福岡市中央区渡辺通２－１－82 (66.00) (2) 福岡県糸島市大字白糸字大蔵山国有林70林班り小班内 (891.60)	北緯33度35分00秒東経130度24分17秒の地点と北緯33度28分15秒東経130度10分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第三百五十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、平成元年郵政省告示第六百七十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十年郵政省告示第九百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成二十八年九月二日

総務大臣　山本　早苗

一　平成元年郵政省告示第六百七十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

二　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七八の項を次のように改める。

七八	削除

第二項の表七九の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

三　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三〇の項を次のように改める。

三〇	削除

第二項の表五五の項から五七の項までを削る。

四　平成十一年郵政省告示第八百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二〇の項を次のように改める。

二〇	削除

第一項の表二二の項を次のように改める。

二二	削除

五　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一四の項から二八の項までを次のように改める。

一四	削除
一五	削除
一六	削除
一七	削除
一八	削除
一九	削除
二〇	削除
二一	削除
二二	削除
二三	削除
二四	削除
二五	削除
二六	削除
二七	削除
二八	削除

六　平成十二年郵政省告示第四百五十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一五の項を次のように改める。

一五	削除

七　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三八の項を次のように改める。

三八	削除

八　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二六の項を次のように改める。

二六	削除

九　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一一〇の項を次のように改める。

一一〇	削除